

庄原市農業委員会の委員 (農業委員) 公募のご案内【募集期間の追加】

庄原市では、庄原市農業委員の任期が令和8年7月19日に満了することから、次期農業委員を令和8年2月20日から令和8年3月31日まで募集しましたが、定員に達しなかったため募集期間を追加します。

1. 追加募集期間

令和8年4月20日(月)から令和8年5月1日(金)まで【必着】

- ・ 申込書を持参する場合は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ・ 郵送の場合は、書留とし、令和8年5月1日(金)午後5時15分必着とします。

2. 農業委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数 24人 (うち認定農業者等13人以上、中立者1人以上)
※ 当初募集期間と合わせた人数となります
- (2) 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで
- (3) 身分 庄原市特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 月額29,500円(報酬から源泉徴収分を差し引いた金額を支給します。)

3. 主な業務

- (1) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化に関する指針の策定
- (3) 農地等の利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等)に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等(農地利用最適化推進委員との連携により実施)
- (4) 地域計画など、地域の農業者等の話し合いへの参加
- (5) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (6) 研修会への出席
- (7) 農地利用最適化推進委員との連絡調整

4. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる者。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は委員となることができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 推薦及び応募の手続き

農業委員を推薦又は農業委員に応募しようとする場合、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参

又は書留郵便により、庄原市産業振興部農業振興課・各支所地域振興室（東城支所は産業建設室）へ提出してください。（ファックス、電子メールなどの申込はできません。）

- (1) 農業者、その他の関係者が推薦する場合
……様式第1号 庄原市農業委員 推薦申込書（個人推薦用）
- (2) 農業者が組織する団体、その他の関係団体が推薦する場合
……様式第2号 庄原市農業委員 推薦申込書（団体推薦用）
- (3) 自ら応募する場合
……様式第3号 庄原市農業委員 応募申込書

6. 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、庄原市ホームページからダウンロードできます。

また、次の窓口に募集案内及び申込書を備えています。募集案内及び申込書の配布は、閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までです。

- ・庄原市産業振興部農業振興課（庄原市役所本庁舎4階）
- ・庄原市農業委員会事務局（庄原市役所本庁舎4階）
- ・各支所 地域振興室、東城支所は産業建設室

7. 選考方法

受付期間終了後、庄原市農業委員候補者選考委員会において書類審査及び面接を行います。

（面接日程は、後日ご連絡いたします。）

8. 申込者等に関する情報の公表及び選考結果の通知

推薦・応募いただいた内容は、一部を除き募集期間中及び募集終了後に庄原市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

（公表内容）

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
 - (2) 推薦者（団体）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
 - (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
 - (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者であるか否かの別
 - (5) 推薦又は応募の理由
 - (6) 推薦者が推薦を受ける者を庄原市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募者が庄原市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- 選考結果は、本人に通知します。

9. 農業委員の任命について

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、庄原市農業委員の任命についての議案を庄原市議会に提案し、当該議会の同意を経て任命します。

10. その他

- (1) 農業委員と農地利用最適化推進委員を同時に推薦、応募することはできますが、重複して任命又は委嘱することはありません。
- (2) 申込書に記入されている内容の確認を行うため、必要に応じて関係機関等に対して照会することがあります。
- (3) 農業委員に任命された方は、職務上知り得た情報を、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

11. 申込の提出先

申込書の提出先は次のとおりです。

【本庁】

〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10 番 1 号
庄原市産業振興部農業振興課（市役所本庁舎 4 階） 電話 0824-73-1131

【各支所】

〒729-5792 庄原市西城町大佐 737 番地 3 庄原市西城支所 地域振興室（電話 0824-82-2181）	〒727-0402 庄原市高野町新市 1171 番地 1 庄原市高野支所 地域振興室（電話 0824-86-2113）
〒729-5121 庄原市東城町川東 1 175 番地 庄原市東城支所 産業建設室（電話 08477-2-5008）	〒727-0301 庄原市比和町比和 1119 番地 1 庄原市比和支所 地域振興室（電話 0824-85-3003）
〒728-0502 庄原市口和町向泉 942 番地 庄原市口和支所 地域振興室（電話 0824-87-2113）	〒729-3703 庄原市総領町下領家 280 番地 1 庄原市総領支所 地域振興室（電話 0824-88-3065）

12. お問い合わせ先

庄原市産業振興部農業振興課 電話 0824-73-1131 FAX0824-72-3322
E-MAIL nougyo@city.shobara.lg.jp
又は 庄原市農業委員会事務局 電話 0824-73-1133